

## 健康

### 子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を配布します

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

がんは、死亡原因の第1位で、死亡者数は年間30万人を超えています。がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を目的に、特定の年齢に達した人に、子宮頸がん・乳がんの検診手帳と無料クーポン券を5月下旬に配布しています。

**対象者**  
平成26年4月20日現在で菊陽町に住民票があり、下記の生年月日に当てはまる女性  
※無料クーポン券が利用できる検診は「検診手帳」に記載していますので、ご確認ください。

■子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者生年月日	平成5年4月2日～平成6年4月1日
次の生年月日で、平成21年度～平成25年度に町の子宮頸がん検診を受診していない女性	昭和63年4月2日～平成4年4月1日
	昭和58年4月2日～昭和62年4月1日
	昭和53年4月2日～昭和57年4月1日
	昭和48年4月2日～昭和52年4月1日
■乳がん検診無料クーポン券配布対象者生年月日	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日

## 健康

### 大腸がん無料検診を行います

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

**検査方法** 便潜血検査(2日法)  
**対象になる検診**  
① 総合健診  
5月30日(金)、6月1日(日)～6月7日(土)  
※事前に申し込んだ人のみ対象です。  
② がん複合検診 9月下旬～10月上旬予定。7月に対象者へ検診の申込書を郵送します。  
■費用 無料  
※検診当日、料金を差し引きます。

■対象者	平成26年4月20日現在で町に住民票があり、次の生年月日に当てはまる人
	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日

## 税

### 納税通知書をお送りします

税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成26年度の国民健康保険税(国保税)と町民税の納税通知書(納付書)を対象者に6月中旬にお送りします。納付書が届いたら納期限内に納付をお願いします。

#### 国保税の納付書について

国民健康保険(国保)に加入している人ごとに算定を行い、これらの合計が世帯主に課税されます。制度上、世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税は世帯主に課税されます。

世帯の中で社会保険に加入・脱退などがあったときは、国保税が変更になります。加入・脱退の日から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘支所に届けてください。

#### 所得の申告をお忘れなく

国民健康保険税の所得割は前年の所得をもとに計算します。所得の申告をしていない人は、税額の軽減判定や高額療養費支給額の判定などが行えませんので、早めに申告をお願いします。また、所得証明書・課税証明書など各種証明書が発行できませんので、必ず申告してください。  
※平成25年中の収入が遺族年金や障害年金または雇用保険の給付金な

どの非課税所得だけや、無収入であった場合でも申告が必要です。  
**町民税(個人住民税)の納付書について**  
町民税は、平成26年1月1日現在、本町に住所がある人に課税されます。

平成26年1月2日以降に本町に転入した人は、平成26年1月1日に住んでいた市区町村から個人住民税の納付書が送られてきます。  
※会社などに勤めている人で、町民税が会社から天引きされている人は、会社から通知書が渡されます。

#### 所得証明書・課税証明書の発行

平成26年度(平成25年中の所得)の所得証明書・課税証明書など各種証明書は6月2日(月)から発行します。  
平成26年1月2日以降に本町に転入した人の平成26年度の各種証明書は、平成26年1月1日現在に住んでいた市区町村が発行します。

## 年金の受け取りなどの範囲が一部変わりました

4月から年金機能強化法の施行で国民年金制度が改正され、年金の受け取りなどの範囲が一部変わりました。ここでは変わったポイントを紹介します。

#### 子のある夫にも遺族基礎年金が支給

これまで、国民年金に加入していた人が亡くなった場合は、亡くなった人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されてきました。

4月からは、国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになります。  
※平成26年4月1日以後の死亡が対象になります。

#### 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大

これまで、亡くなった人が受け取れるはずだった未払いの年金(未支給年金)を受け取ることのできる遺族の範囲は、亡くなった人と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」でした。

4月からは、これまでの遺族の範囲に加えて「それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)」まで広がります。  
※平成26年4月1日以後の死亡が対象になります。

#### 新たに未支給年金を受け取れる遺族

1 親等	子の配偶者・配偶者の父母
2 親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3 親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

■問い合わせ  
町民課 年金係 ☎(232)4914

## マタニティサークルで楽しく学びませんか

町は、妊婦さんに充実したマタニティライフを送ってもらうために、マタニティサークルを開催しています。歯や栄養、妊娠中の過ごし方などについて、一緒に楽しく学びませんか。心配なこと、不安なこと、どんな小さなことでも構いませんので、気軽にご相談ください。皆さんの参加をお待ちしています。

- 対象者 出産予定日が平成26年9月・10月・11月の妊婦
- 日時 6月17日(火) 午後1時30分～(受付：午後1時～)
- 場所 三里木町民センター(1階地域センター)
- 持参物 母子健康手帳、筆記用具
- 申込方法 電話で申し込む(予約制)
- 申し込み・問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912



## 医療機関で特定健診を実施します

- 日程 6月2日(月)～8月30日(土)
- 場所 町内の指定医療機関
- 対象者 次のいずれかに当てはまる人
  - ・40歳以上(平成26年度内に40歳になる人を含む)の国民健康保険被保険者
  - ・後期高齢者医療被保険者
  - ・生活保護受給者

- 内容 問診、身体測定、血圧、診察、血液検査、尿検査など
- 費用 お問い合わせください。
- 申込方法 3月中に申し込んだ人には、5月下旬に案内通知を郵送しています。まだ申し込んでいない人で、健診を希望する人はお問い合わせください。
- 申し込み・問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

